

節税レポート



平成 18年 11月号

発行日 2006.11.1

今月のテーマ 特別償却と税額控除

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

1 特別償却と税額控除

税法上の優遇策に、次のものがあります。

1) 特別償却

普通償却額+別枠の償却を認めることにより → 償却額増 → 利益減 → 税額減となるもの

2) 税額控除

直接税額から一定額を控除するもの

そして、場合によっては 1)と2)両方の適用要件を満たし、どちらかを選択しなければ、ならないこともあります。

この場合、どちらが有利でしょうか？

一般論としては、税額控除が有利です。なぜなら特別償却は減価償却の先取りであり、通算すれば全体の償却できる額は、特別償却をしても、しなくとも同じになりますので。税額控除は+アルファとなるのです。

発行 岡崎駿志税理士事務所

住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203

TEL 03(5287)6818

FAX 03(5287)6819

Eメール okaza-oz@s2.webjapan.ne.jp

URL www.kaikei-home.com/okazaki-office

具体的には、個々の法人の事情で、どちらが有利かは異なります。
例を挙げて検討してみましょう。

- ・中小企業者等の機械等の特別償却を具体例で見てください。
(中小企業投資促進税制)

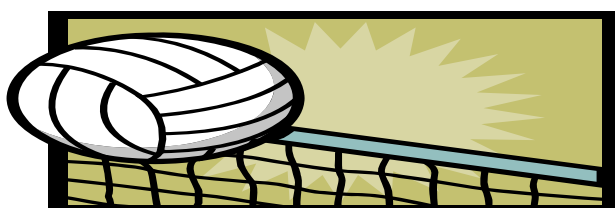
例

事業年度	H 18.4～ H 19.3
課税所得金額	800万円(下記機械の減価償却費 計上前の金額)
機械使用開始月	H 18.12
機械の取得価額	1,000万円
耐用年数	5年
償却方法	定率法 (36.9%/年)
特別償却率	取得価額の 30%
税額控除率	取得価額の 7%

項目	通常 の場合	特別償却した場合		税額控除した場合	
			効果		効果
①償却前課税 所得	800	800		800	
②普通償却額	123	123		123	
③特別償却額	-	300	300	-	
④課税所得 (①-②-③)	677	377	-300	677	
⑤法人税額 (④×22%)	149	83	-66	149	
⑥税額控除額	-	-		30	-30
⑦納付法人 税額 (⑤-⑥)	149	83	-66	119	-30

(A)

(B)



- 1) この例では、特別償却した場合の方(A)が税額控除した場合(B)より、税負担が軽減されていますが、個々の法人の事情で結論が変わります。
- 2) 特別償却額の計算では、月割りは行いません。何月に取得しても30%償却できます。取得事業年度に30%の特別償却限度額まで償却しなかった場合には、翌事業年度に限り、その償却不足額を繰越すことができます。
- 3) 特別償却は減価償却費の先取りであり、通算すれば全体の償却できる額は同じになります。
- 4) 税額控除額は法人税額の20%を上限度とします。

	取得価格
a. 税額控除額	$1,000 \times 7\% = 70\text{万円}$
b. 法人税額の20%	$149 \times 20\% = 30\text{万円}$
a.とb.の少ない方	30万円

控除しきれなかった40万円（70万円-30万円）は、翌事業年度に限り、繰越して税額控除の対象となります。

